

Artist Bank

アーティストバンクまつもと

Matsumoto



求ム！
文化を育む
Creator

登録アーティスト募集

【文化芸術活動者、芸術家、指導者、職人等の担い手】

松本市にゆかりがある個人・団体
プロ/アマチュア 不問
文化芸術の活動ジャンル 不問

今後、登録アーティストをデータベース化し、ホームページ等でご紹介します
活動内容を広く知っていただくきっかけに
アーティスト間の相互交流・創造のプラットフォームに ぜひご参加を！
手続等の詳細は裏面をご覧ください

問い合わせ・申し込み | 松本市 文化観光部 文化振興課

〒390-0874 松本市大手 3 丁目 8 番 13 号 (大手事務所 5 階)

電話 0263-34-3293 FAX 0263-34-3018

電子メール bunkashinko@city.matsumoto.lg.jp

アーティストバンクまつもと 募集要項

松本市にゆかりのあるアーティスト【文化芸術活動者、芸術家、指導者、職人等の担い手】を掘起し、情報を集めて公開することにより、活動と発表の場を広げ、若手芸術家をはじめとした育成・交流につなげるとともに、情報の活用により市民が文化芸術に触れる機会づくりに寄与することを目的とした新しい制度です。登録料は無料です。

■ 登録できるアーティストは、次の条件をすべて満たす方です。

- 1 市民の依頼等に応じて、積極的に文化芸術活動を行うことのできる方
- 2 松本市にゆかりのある個人又は団体
- 3 文化芸術のジャンルやプロ、アマチュアは問いません。
- 4 次に該当する場合は、登録をお断りします。
 - (1) 活動目的が政治又は宗教的思想の普及・啓発である場合
 - (2) 公序良俗に反する、又は青少年の健全育成を害する恐れがある場合
 - (3) 申請内容に虚偽があることが判明した場合

■ 登録手続き等

- 1 応募方法
登録申請書に必要事項を記入のうえ、活動内容の分かる画像、音源、動画等のデータを添えて松本市文化振興課に郵送又は持参してください。なお、提出物は返却しませんのでご了承ください。
- 2 募集期間
随時
- 3 審査
提出書類に基づき欠格事項がないか審査のうえ、登録します。
- 4 有効期間
 - (1) 登録期間は登録抹消の申し出がない限り、無期限です。
 - (2) 登録されたアーティスト情報は、登録者が同意した範囲で市公式ホームページ等で公開します。
- 5 その他
 - (1) 登録の抹消、登録内容の変更等が必要な場合、速やかに届出てください。
 - (2) 本制度により、公演等の活動に結び付いた場合、報告をお願いします。

■ 活用方法等

- 次のような活用が期待できます。
- 1 活動内容を広く知っていただけるきっかけとなり、イベント、公演、ワークショップ等のオフアワーへの活用
 - 2 登録者相互の存在を知ることによって、新たな仲間づくりや新しい価値の創造や展開、イノベーションへの刺激となる人的プラットフォームとしての活用
 - 3 その他、市民による文化芸術活動の盛り上げへの一助

■ その他

- 1 連絡・依頼等については、各アーティストと依頼者の間で直接行ってください。
- 2 本制度によって、当事者及び第三者に損害等が生じたとしても市は一切責任を負いません。
- 3 本制度に登録された個人情報、本制度の目的以外での利用は致しません。なお、個人情報の取扱いについては、松本市個人情報保護条例に基づき処理します。